

議 会 運 営 委 員 会

令和 7 年 8 月 2 1 日（木）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 令和 7 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 尾張旭市議会 B C P に基づく議会防災訓練の運用について
- 3 議会報告会の充実について
- 4 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 令和 7 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第 1 日目、第 2 日目以降
- 3 令和 7 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める請願
- 5 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

【議題 2 資料】

- 6 尾張旭市議会 B C P に基づく議会防災訓練の運用について

【議題 3 資料】

- 7－1 尾張旭市議会広報委員会規程【新旧対照表】
- 7－2 尾張旭市議会広報委員会規程【改正後】
- 8－1 尾張旭市議会報告会実施要綱【新旧対照表】
- 8－2 尾張旭市議会報告会実施要綱【改正後】
- 9－1 議会広報委員会申し合わせ事項【新旧対照表】
- 9－2 議会広報委員会申し合わせ事項【改正後】
- 10 議会報告会の充実について

【議題 4 資料】

- 11 あいち総ぐるみシェイクアウト訓練

令和7年第5回（9月）尾張旭市議会定例会日程（案）

（会期26日間）

開催日		曜日	開議時間	会議名	日程等
第 1 日	9 月 1 日	月	午 前 9 時 30 分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 第 4 4 号議案から第 5 7 号議案まで 上程、提案理由の説明 6 同意案第 4 号及び同意案第 5 号 上程、提案理由の説明 7 認定第 1 号から認定第 8 号まで 上程、提案理由の説明
第 2 日	9 月 2 日	火		休 会	
第 3 日	9 月 3 日	水		〃	
第 4 日	9 月 4 日	木		〃	
第 5 日	9 月 5 日	金	午 前 9 時 30 分	本 会 議	1 一般質問
第 6 日	9 月 6 日	土		休 会	
第 7 日	9 月 7 日	日		〃	
第 8 日	9 月 8 日	月	午 前 9 時 30 分	本 会 議	1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 請願・陳情
第 9 日	9 月 9 日	火	〃 本 会 議 終 了 後	〃 予 算 決 算 委 員 会 (全 体 会)	総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 分科会への割り振り
第 10 日	9 月 10 日	水		休 会	
第 11 日	9 月 11 日	木		〃	
第 12 日	9 月 12 日	金		〃	
第 13 日	9 月 13 日	土		〃	
第 14 日	9 月 14 日	日		〃	
第 15 日	9 月 15 日	月		〃	
第 16 日	9 月 16 日	火	午 前 9 時 30 分 福祉文教委員会 終 了 後	福 祉 文 教 委 員 会 予 算 決 算 委 員 会 福 祉 文 教 分 科 会	付託議案等の審査 付託議案の審査
第 17 日	9 月 17 日	水	午 前 9 時 30 分 都市環境委員会 終 了 後	都 市 環 境 委 員 会 予 算 決 算 委 員 会 都 市 環 境 分 科 会	付託議案等の審査 付託議案の審査
第 18 日	9 月 18 日	木	午 前 9 時 30 分 総 務 委 員 会 終 了 後	総 務 委 員 会 予 算 決 算 委 員 会 総 務 分 科 会	付託議案等の審査 付託議案の審査
第 19 日	9 月 19 日	金		分 科 会 予 備 日	
第 20 日	9 月 20 日	土		休 会	
第 21 日	9 月 21 日	日		〃	
第 22 日	9 月 22 日	月	午 前 9 時 30 分	予 算 決 算 委 員 会 (全 体 会)	分科会会長報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第 23 日	9 月 23 日	火		休 会	
第 24 日	9 月 24 日	水		〃	(予定：午前9時30分 各派代表者会)
第 25 日	9 月 25 日	木	午 前 9 時 30 分	議 会 運 営 委 員 会	
第 26 日	9 月 26 日	金	午 前 9 時 30 分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 諸報告 2 委員会の所管事務調査報告の件 3 委員長報告及び報告に対する質疑 4 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名
 - （ 陣矢 幸司 議員 ）
 - （ 山下 幹雄 議員 ）
- 第 2 諸報告
 - （1）議長報告
 - （2）市長報告
- 第 3 会期の決定
 - （会期 26 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件
議会運営委員会
- 第 5 第44号議案から第57号議案まで
上程、提案理由の説明
- 第 6 同意案第4号及び同意案第5号
上程、提案理由の説明
- 第 7 認定第1号から認定第8号まで
上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 4 請願・陳情

令和 7 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧

1 議案（14 件）

番号	件名
第 44 号議案	令和 7 年度尾張旭市一般会計補正予算（第 3 号）
第 45 号議案	令和 7 年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 46 号議案	令和 7 年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
第 47 号議案	令和 7 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 48 号議案	令和 7 年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 49 号議案	令和 7 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 50 号議案	尾張旭市犯罪被害者等支援条例の制定について
第 51 号議案	尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第 52 号議案	尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第 53 号議案	尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 54 号議案	尾張旭市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 55 号議案	尾張旭市道路占用料条例及び尾張旭市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第 56 号議案	尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 57 号議案	尾張旭市瑞鳳児童館等の指定管理者の指定について

2 同意案（2 件）

番号	件名
同意案第 4 号	教育長の任命について
同意案第 5 号	教育委員会委員の任命について

3 認定（8 件）

番号	件名
認定第 1 号	令和 6 年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 6 年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 6 年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	令和 6 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和 6 年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	令和 6 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号	令和 6 年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
認定第 8 号	令和 6 年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 案 等 の 概 要

1 議案（14件）

第44号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第3号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	32,045,379	補正予算額	1,176,316	補正後予算額	33,221,695
歳入	株式等譲渡所得割交付金				93,000
	地方交付税				365,000
	国庫支出金				
	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金				27,137
	繰入金				
	・財政調整基金繰入金				△200,000
	・公共施設整備基金繰入金				△20,000
	繰越金				839,712
歳出	市債				
	・消防車両購入事業				20,600
	財政調整基金積立金				594,857
	公共施設整備基金積立金				43,000
	後期高齢者医療療養給付費負担金				48,527
	公立陶生病院組合負担金				214,000
	公共施設用地購入費（土地開発基金先行取得用地購入費）				88,426
	国県支出金等返納金				70,000
繰越明許費補正	市税等過年度収入還付金及び還付加算金				20,000
	繰越明許費補正 8件、債務負担行為補正 1件、地方債補正 3件				

第45号議案 令和7年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	7,170,000	補正予算額	27,860	補正後予算額	7,197,860
歳入	繰越金				27,860
歳出	基金積立金				23,860
	諸支出金（一般被保険者保険税還付金）				4,000

第46号議案 令和7年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第1号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	269,000	補正予算額	88,524	補正後予算額	357,524
歳入	財産収入				88,425
歳出	諸支出金（土地開発基金償還金）				88,424

第 4 7 号議案 令和 7 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境課）

（単位 千円）

補正前予算額	98,700	補正予算額	328	補正後予算額	99,028
歳入	繰越金				328
歳出	予備費				328

第 4 8 号議案 令和 7 年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前予算額	6,980,000	補正予算額	296,140	補正後予算額	7,276,140
歳入	国庫支出金				100,293
	県支出金				51,614
	繰越金				143,508
歳出	基金積立金				301,750
	諸支出金（国県支出金等返納金）				△6,110

第 4 9 号議案 令和 7 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	1,765,000	補正予算額	9,667	補正後予算額	1,774,667
歳入	繰越金				9,667
歳出	後期高齢者医療広域連合納付金				9,940

第 5 0 号議案 尾張旭市犯罪被害者等支援条例の制定について（市民活動課）

犯罪被害者等支援を推進するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 7 年 1 0 月 1 日

第 5 1 号議案 尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（生涯学習課）

尾張旭市立公民館、尾張旭市文化会館及び尾張旭市どうだん亭の使用料等を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和 8 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日

第 5 2 号議案 尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について（暮らし政策課）

尾張旭市東部市民センター、尾張旭市スカイワードあさひ、尾張旭市渋川福祉センター、尾張旭市新池交流館及び尾張旭市城山コミュニティセンターの使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和 8 年 4 月 1 日

第 5 3 号議案 尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（長寿課）

尾張旭市多世代交流館の開館時間及び使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和 8 年 4 月 1 日

第 5 4 号議案 尾張旭市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（公園農政課）

尾張旭市ふれあい農園の使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和 8 年 4 月 1 日

第 5 5 号議案 尾張旭市道路占用料条例及び尾張旭市公共用物の管理に関する条例の一部改正について（土木管理課）

道路占用料及び公共用物の使用料を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

第 5 6 号議案 尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
(経営政策課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る。
施行期日 令和 7 年 1 0 月 1 日

第 5 7 号議案 尾張旭市瑞鳳児童館等の指定管理者の指定について (こども未来課)

尾張旭市瑞鳳児童館、尾張旭市三郷児童館及び尾張旭市渋川児童館の管理を行わせる団体として、株式会社日本保育サービスを指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。
指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日 (5 年間)

2 同意案 (2 件)

同意案第 4 号 教育長の任命について (人事課)

令和 7 年 9 月 3 0 日で任期満了となる教育長 三浦 明 氏を再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

同意案第 5 号 教育委員会委員の任命について (人事課)

令和 7 年 9 月 3 0 日で任期満了となる教育委員会委員 山本 真依子 氏の後任として 市野 正枝 氏を新たに任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

3 認定 (8 件)

一般会計、特別会計及び企業会計における令和 6 年度決算の認定等

認定第 1 号 令和 6 年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 6 年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 令和 6 年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 6 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 令和 6 年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 6 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 6 年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第 8 号 令和 6 年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

＜市長報告（２件）＞

(1) 令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（財政課）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定による報告を行う。

(2) 専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第１８０条第１項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第２項の規定による市長報告を行う。

- ・ 市内小学校における物損事故

損害賠償額 212,531円（過失割合100%） 専決年月日 令和７年７月１１日

- ・ 市有地における物損事故

損害賠償額 52,800円（過失割合100%） 専決年月日 令和７年７月１５日

- ・ 城山公園における施設管理上の瑕疵による事故

損害賠償額 137,945円（過失割合100%） 専決年月日 令和７年７月１５日

- ・ 旭平和墓園における物損事故

損害賠償額 69,168円（過失割合100%） 専決年月日 令和７年７月３０日

尾張旭市議会議長 さかえ 章演 様

2025年 8月20 日

難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める請願

紹介議員

神原利宏

請願者 補聴器購入費補助制度を求める会
久保光雄 外 1,579 人

尾張旭市晴丘町池上68-3

【請願趣旨】

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。こうしたなか、難聴高齢者に対する補聴器の普及は、健康寿命の延伸、介護や医療費の抑制にも寄与するものです。

高齢化が進むなかで、補聴器を必要とする多くの難聴者、高齢者から補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。

日本の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）とヨーロッパ諸国と比べ極端に低くなっています。その主な理由は、障がい者手帳を交付されない、中等・軽度の難聴者は健康保険の公的補助がなく、補聴器が高額なためです。日常生活に不便を覚えながら利用が困難となっている状況です。また難聴高齢者と自覚し補聴器購入に結びつけるために、健康診断に聴力検査を取り入れることが必要です。

ヨーロッパ諸国は補聴器を医療で対応し、手厚い公的補助をしていますが、日本では限定的な対応（障がい者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）であり、中度・軽度の難聴者に対する公的補助がもたれられません。

補聴器の効果が明確となり、補助制度実施自治体が広がるなかで、政府として制度確立が必要です。

【請願項目】

- 1 難聴者の補聴器購入に係る市独自の補助・支援事業を行い、所得制限を入れない事。
- 2 健康診断に聴力検査を加え、中度・軽度の難聴者の把握に努める事。
- 3 政府に補聴器購入費の助成制度の創設を求める意見書を提出する事。



難聴者の補聴器購入にたいする公的補助制度の創設に関する意見書（案） 記

高齢者のおよそ２人に１人は難聴であると推計されており、高齢化が進む中で、聞こえの支援は重要な課題となっています。

難聴は、コミュニケーション障害や社会活動の減少を引き起こし、更には抑鬱、意欲低下、認知機能低下、脳委縮、フレイルや転倒のリスク増加及び日常生活動作の低下につながる事が指摘されています。

また難聴は、認知症の危険因子になることも指摘されており、補聴器装用によって認知機能の低下を抑制できるとの調査結果があることから今後、難聴者への補聴器の普及が求められます。

現在、地方自治体独自の難聴者の補聴器購入に対する助成制度が全国に広がっているが、財政状況などにより、実施の有無や実施内容に格差が生じています。一方、国においては、軽度・中等程度難聴に対する補聴器購入に係る助成は行われていません。

聞こえの支援は、住んでいる地域にかかわらず、誰もが権利として受けられようにする必要があります。よって、尾張旭市議会は、国会及び政府に対し難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します

令和７年 月 日

尾張旭市議会議長 さかえ 章演

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿 総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿 全世代型社会保障改革担当大臣 殿

令和7年7月7日

尾張旭市議会
議長 さかえ 章演 殿

代表者氏名 尾張旭市教員組合
執行委員長
代表者住所 尾張旭市

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

貴台におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出されるよう左記の事項について陳情いたします。

陳 情 事 項

- 1、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 2、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。



定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

尾 張 旭 市 議 会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 宛

尾張旭市議会 BCP に基づく議会防災訓練の運用について

会 派	内 容												
令和あさひ	案 1「情報伝達訓練」 内容：発災時市内で議員が集めた情報を処理する訓練 案 2「抜き打ち訓練」 内容：あらかじめ期間は決めておき、その期間内に抜き打ちで訓練を開始し、各自登庁する訓練												
市民クラブ	災害用携帯ハンドブックの安否確認方法に従い報告を行う。 以下の優先順位の 5 パターンに議員を分けて訓練する。 議員は、それぞれ別の場所で待機する。 (災害用携帯ハンドブックから抜粋) <table><tr><th>優先順位</th><th>方法</th></tr><tr><td>1</td><td>LINE WORKS による返信</td></tr><tr><td>2</td><td>市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス：syomu@owariasahi-gikai.jp</td></tr><tr><td>3</td><td>電話による連絡 議会事務局：0561-76-8186（直通）</td></tr><tr><td>4</td><td>災害用伝言ダイヤル（171）による。</td></tr><tr><td>5</td><td>市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表（様式 1）を紙面で提出</td></tr></table> ※ 2～4 の場合の報告事項 ①議員とその家族の安否、②所在地、③居宅の被害状況、④参集の可否と参集可能時期、⑤連絡先	優先順位	方法	1	LINE WORKS による返信	2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス：syomu@owariasahi-gikai.jp	3	電話による連絡 議会事務局：0561-76-8186（直通）	4	災害用伝言ダイヤル（171）による。	5	市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表（様式 1）を紙面で提出
優先順位	方法												
1	LINE WORKS による返信												
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス：syomu@owariasahi-gikai.jp												
3	電話による連絡 議会事務局：0561-76-8186（直通）												
4	災害用伝言ダイヤル（171）による。												
5	市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表（様式 1）を紙面で提出												
公明党 尾張旭市議団	【片渕議員】 ● 防災訓練の望ましい開催時期 <table><tr><th>時期の候補</th><th>理由</th></tr><tr><td>毎年 1 月～2 月頃</td><td>初回訓練が 1 月に実施されたため、継続性と定着を図るには同時期が適切</td></tr><tr><td>議会の閉会中（開庁時）</td><td>本会議や委員会がない時期に実施することで、議員の参加率が高まる。</td></tr><tr><td>市の総合防災訓練と連携する時期 (例：10 月)</td><td>市民や行政との連携強化が図れる。2024 年は 10 月 27 日に市の総合防災訓練が実施された。</td></tr></table> ● 今後の開催に向けた提案 ・ 年 1 回の定期開催：BCP の実効性を高めるため、毎年の定期訓練が望ましい。 ・ 災害シナリオの多様化：地震以外にも風水害や感染症など、複数の災害を想定した訓練 ・ 市民との合同訓練の必要性：理由として、議会と市民が連携することで、実践的な対応力が向上するため。 ● 今後の市議会での防災訓練内容 ① 災害対策本部の設置と運用訓練 ・ 実際に議会災害対策本部を設置し、議員間の情報共有・安否確認を行う。 ・ LINE WORKS を活用し、避難所の被害状況などを迅速に把握 ② 参集訓練 災害発生時に議員が速やかに参集できるかを確認する。 ③ 防災講座の実施 ・ 危機管理課による講座で、市の対応や市民の行動指針について学ぶ。 ・ 災害時の役割認識を深め、議員の行動基準を明確化 【芦原議員】 ● 開催日について 開催日はいつでもよいが、災害はいつ起こるか分からないので、季節を変えて（暑い季節・寒い季節等）実施してはどうか。 ● 内容について ・ 前回の訓練内容に加えて、被害状況を情報共有するため、各地域で撮った写真を送信する訓練を行う。 ・ 実際の参集時を想定して、携行品を持って参集してはどうか。	時期の候補	理由	毎年 1 月～2 月頃	初回訓練が 1 月に実施されたため、継続性と定着を図るには同時期が適切	議会の閉会中（開庁時）	本会議や委員会がない時期に実施することで、議員の参加率が高まる。	市の総合防災訓練と連携する時期 (例：10 月)	市民や行政との連携強化が図れる。2024 年は 10 月 27 日に市の総合防災訓練が実施された。				
時期の候補	理由												
毎年 1 月～2 月頃	初回訓練が 1 月に実施されたため、継続性と定着を図るには同時期が適切												
議会の閉会中（開庁時）	本会議や委員会がない時期に実施することで、議員の参加率が高まる。												
市の総合防災訓練と連携する時期 (例：10 月)	市民や行政との連携強化が図れる。2024 年は 10 月 27 日に市の総合防災訓練が実施された。												

公明党 尾張旭市議団	【丸山議員】 ● 開催時期について 様々な議会の予定があるので、基本いつでもよい。その上で、毎年同じではなく、違う月に開催できればと思う。 ● 内容について ・ タブレットの活用、実際のそれぞれの避難所から写真を送信することができると思う。また、ここからは一部の議員と議会事務局に限定されるが、送られた写真やそれぞれの議員から寄せられた意見や情報をまとめ、市対策本部へ報告する訓練も行えるとよい。 ・ LINE WORKS については、1 年に 2 回くらい、安否確認などを抜き打ちで行い、LINE WORKS の起動、操作を訓練できるとよい。 ● その他 他市議会の訓練も参考にできればと思うので、愛知県市議会議長会の会議の折などに、情報交換の機会があれば、お願いしたい。
日本共産党 尾張旭市議団	【川村議員】 議会としての図上訓練ができないかと考える。どのようにするか、手探りで行うことになると思われるが、まず議会の防災に詳しい講師などと相談し、議会としての図上訓練プログラムをどのようにできるのかを検討するとよいのではないと思う。
愛知維新の会 尾張旭市議団	【勝股議員】 ● LINE WORKS の利用方法について ・ ルール作りは必要だが、スピード感のある情報共有の必要性を感じた。状況に応じ、双方向発信があってもよいのではないかと感じる。 ・ 掲示板機能を利用し、非常時マニュアルなど災害時に必要な情報を集約しておいてはどうか。災害用携帯ハンドブックも紙に加えて、LINE WORKS の掲示板に掲載、スマホやパソコン、タブレットにローカル保存しておくなど冗長性を持たせることが必要と考える。

○尾張旭市議会広報委員会規程

【新旧対照表】

改 正 前	改 正 後
尾張旭市議会広報____委員会規程 (設置) 第1条 尾張旭市議会に関する情報を市民に 提供する_____ため、 尾張旭市議会広報____委員会（以下「委員 会」という。）を置く。 (所掌事項) 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌す る。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に定めるもののほか、議会の 広報____に関する事項	尾張旭市議会広報<u>広聴</u>委員会規程 (設置) 第1条 尾張旭市議会に関する情報を市民に <u>伝えるとともに、市民の意見を聴くため</u>、 尾張旭市議会広報<u>広聴</u>委員会（以下「委員 会」という。）を置く。 (所掌事項) 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌す る。 (1)・(2) (略) (3) <u>議会報告会の企画・運営に関する事 項</u> (4) 前3号に定めるもののほか、議会の 広報<u>広聴</u>に関する事項

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

尾張旭市議会広報広聴委員会規程

平成24年 3 月14日

議会訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 尾張旭市議会に関する情報を市民に伝えるとともに、市民の意見を聴くため、尾張旭市議会広報広聴委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 尾張旭市議会だよりの編集及び発行に関する事項
- (2) 尾張旭市議会ホームページの掲載記事に関する事項
- (3) 議会報告会の企画・運営に関する事項
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、議会の広報広聴に関する事項

(委員会の構成等)

第 3 条 委員会の委員の定数は 7 人とし、議員のうちから選出する。

- 2 委員会の委員の任期は、1 年とする。ただし、後任委員が選出されるまで在任する。
- 3 任期満了による委員会の委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。
- 4 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員会の運営)

第 4 条 委員会の運営については、尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第 1 号）及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第 1 号）の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 尾張旭市議会広報発行規程（昭和54年議会訓令第 2 号）は廃止する。
- 3 この訓令の施行の際現に尾張旭市議会広報発行規程第 7 条の規定により選任されている市議会だより編集委員会の委員である者は、施行日において第 3 条第 1 項の規定により選出された委員とみなし、その任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、市議会だより編集委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○尾張旭市議会報告会実施要綱

【新旧対象表】

改 正 前	改 正 後									
(報告会の開催と決定) 第2条 報告会の開催は、議長が各派代表者会に諮って決める。 2 報告会は全議員で構成し、参加するものとする。	(開催方法等) 第2条 報告会の開催は、尾張旭市議会広報広聴委員会で決めるものとする。 2 報告会の開催方法、運営主体及び参加議員は、原則、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>開催方法</th><th>運営主体</th><th>参加議員</th></tr><tr><td>議会全体で開催する報告会</td><td>尾張旭市議会 広報広聴委員会</td><td>全議員</td></tr><tr><td>委員会が実施する報告会</td><td>各委員会</td><td>各委員会の委員</td></tr></table> 3 開催回数、日時、場所及び内容等は、運営主体で決めるものとする。 (報告会の内容) 第3条 報告会の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略)	開催方法	運営主体	参加議員	議会全体で開催する報告会	尾張旭市議会 広報広聴委員会	全議員	委員会が実施する報告会	各委員会	各委員会の委員
開催方法	運営主体	参加議員								
議会全体で開催する報告会	尾張旭市議会 広報広聴委員会	全議員								
委員会が実施する報告会	各委員会	各委員会の委員								
(報告会の内容) 第3条 報告会の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (報告会実行委員会の設置) 第4条 報告会を開催しようとするときは、議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置し、開催回数、日時、場所及び内容等を定めるものとする。 (実行委員会委員の構成) 第5条 実行委員会委員（以下「委員」という。）の定数は、議長、副議長を除き、会派の所属議員数の比率によって選出し、概ね6人で構成する。 2 委員の選任は各派代表者会で協議の上、決めるものとし、5月の議会人事終了後、										

<u>すみやかに選任するよう努める。</u> <u>3 委員は報告会の運営に関し、中心的な役割を担うものとする。</u> <u>4 委員の任期は1年とする。</u> <u>5 議長及び副議長は、実行委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。</u> <u>(委員長及び副委員長)</u> <u>第6条 実行委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。</u> <u>2 委員長、副委員長は実行委員会の互選により決めるものとする。</u> <u>3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。</u> <u>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。</u> <u>(実行委員会の招集)</u> <u>第7条 実行委員会は委員長が招集する。</u> <u>2 実行委員会は、委員の過半数の出席がなければ、実行委員会を開くことができない。</u> <u>3 会議は、公開とする。ただし、委員長が実行委員会に諮って非公開とすることができる。</u> <u>(市民への周知)</u> <u>第8条 (略)</u> <u>(報告会の運営)</u> <u>第9条 報告会における司会進行などの役割は実行委員会において決定し、記録者1名を選任する。</u> <u>2 報告会は、2時間程度とし、内容は概ね_____次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1)・(2) (略)</u>	<u>(市民への周知)</u> <u>第4条 (略)</u> <u>(報告会の運営)</u> <u>第5条 報告会における司会進行などの役割は運営主体_____において決定し、記録者1名を選任する。</u> <u>2 報告会は、2時間程度とし、内容はおおむね次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1)・(2) (略)</u> <u>(3) 意見交換</u>
---	--

(記録) <u>第10条</u> (略) (資料) <u>第11条</u> 報告会で配付する資料は<u>実行委員会</u>において作成する。 (結果の公表) <u>第12条</u> 報告会の結果は、<u>実行委員会委員</u>が議長に報告書(第1号様式)を提出するものとする。 2 (略) (その他) <u>第13条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u>実行委員会</u>において協議し、決定する。	(記録) <u>第6条</u> (略) (資料) <u>第7条</u> 報告会で配付する資料は、<u>運営主体</u>において作成する。 (結果の公表) <u>第8条</u> 報告会の結果は、<u>運営主体</u>が議長に報告書(第1号様式)を提出するものとする。 2 (略) (その他) <u>第9条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u>尾張旭市議会広報広聴委員会</u>において協議し、決定する。
--	---

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

議会報告会報告書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

委員会名 _____
委員長名 _____

議会報告会実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
開催場所	
出席議員	
参加人数	人
実施内容	
主な意見 ・提言等	

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

尾張旭市議会報告会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会が開催する議会報告会（以下「報告会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催方法等)

第2条 報告会の開催は、尾張旭市議会広報広聴委員会で決めるものとする。

2 報告会の開催方法、運営主体及び参加議員は、原則、次の表のとおりとする。

<u>開催方法</u>	<u>運営主体</u>	<u>参加議員</u>
<u>議会全体で開催する報告会</u>	<u>尾張旭市議会広報広聴委員会</u>	<u>全議員</u>
<u>委員会が実施する報告会</u>	<u>各委員会</u>	<u>各委員会の委員</u>

3 開催回数、日時、場所及び内容等は、運営主体で決めるものとする。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会の審議に関する事項
- (2) 常任委員会の所管事務調査等に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 常任委員会以外の会議等で取り組んでいる事項
- (5) その他議長が必要と認めた事項

(市民への周知)

第4条 報告会の周知は、市議会だより及び市議会ホームページ等により行うものとする。

(報告会の運営)

第5条 報告会における司会進行などの役割は運営主体において決定し、記録者1名を選任する。

2 報告会は、2時間程度とし、内容はおおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会報告
- (2) 質疑応答

(3) 意見交換

(記録)

第6条 報告会の記録は、記録者において要約筆記する。

(資料)

第7条 報告会で配付する資料は、運営主体において作成する。

(結果の公表)

第8条 報告会の結果は、運営主体が議長に報告書（第1号様式）を提出するものとする。

2 議長は、前項報告書の提出があったときは、報告会終了後、速やかにその内容を市議会ホームページ及び市議会だよりで公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、尾張旭市議会広報広聴委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。

○議会広報委員会申し合わせ事項

【新旧対照表】

改 正 前	改 正 後
<u>議会</u> 広報____委員会申し合わせ事項	____広報 <u>広聴</u> 委員会申し合わせ事項

広報広聴委員会申し合わせ事項

(令和 年 月 日議会運営委員会確認)

この申し合わせは、市議会だより及び市議会ホームページの編集等に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 市議会だよりの編集

- (1) レイアウトの検討及び原稿の校正
- (2) 原稿の内容等の校閲。なお、原稿の作成者の趣旨は、できる限り尊重する。
- (3) 傍聴者アンケートの掲載に関する事項
- (4) その他編集に関し、委員会が特に必要と認めた事項

2 ホームページの編集

- (1) レイアウトの検討及び原稿の校正
- (2) 原稿の内容等の校閲。なお、原稿の作成者の趣旨は、できる限り尊重する。
- (3) ホームページ記載事項の更新、修正等の確認
- (4) その他編集に関し、委員会が特に必要と認めた事項

3 その他

市議会だより及びホームページの内容に問題等が生じたときは、委員長が委員会に諮って協議する。なお、委員会に諮ることができない場合は、その対処は委員長に委ねる。

議会報告会の充実について

1 はじめに

令和7年6月6日開催の各派代表者会において、議長から、令和7年度検討事項の1つとして『議会報告会の充実』が示され、議会運営委員会で検討することとなった。

【 検討内容 】

- その都度、議会報告会実行委員会を立ち上げ、議会報告会の内容等を協議していたが、今後、議会報告会については議会広報委員会の所管事項とし、組織の合理化を図る。
- 議会報告会について、議会広報委員会の決定事項に基づき実施できるよう権限を持たせる。
- 議会が政策立案等を行うには、市民などから意見等を聴くことが重要となる。そのため、組織の合理化に併せて、議会広報委員会の名称を『議会広報広聴委員会』とするなどし、議会の広聴機能の強化を図る。

2 メリット

- (1) これまでは、その都度、議会報告会実行委員会を立ち上げ、委員を選出し、議会報告会が終了次第、解散していた。議会広報委員会の所管事項とすることで、議会報告会について継続した協議ができるため、内容の充実につながる。
- (2) 会議の回数が減るため、議会全体の業務軽減につながる。
- (3) 『広聴』機能の強化を図ることで、議会の政策立案等の活性化につながる。

3 見直しの方向性

- (1) 議会報告会は議会広報委員会の所管事項とする。なお、令和7年度の議会報告会に関する協議から議会広報委員会の所管とする。
- (2) 議会広報委員会の名称を『議会広報広聴委員会』とする。

4 今後のスケジュール

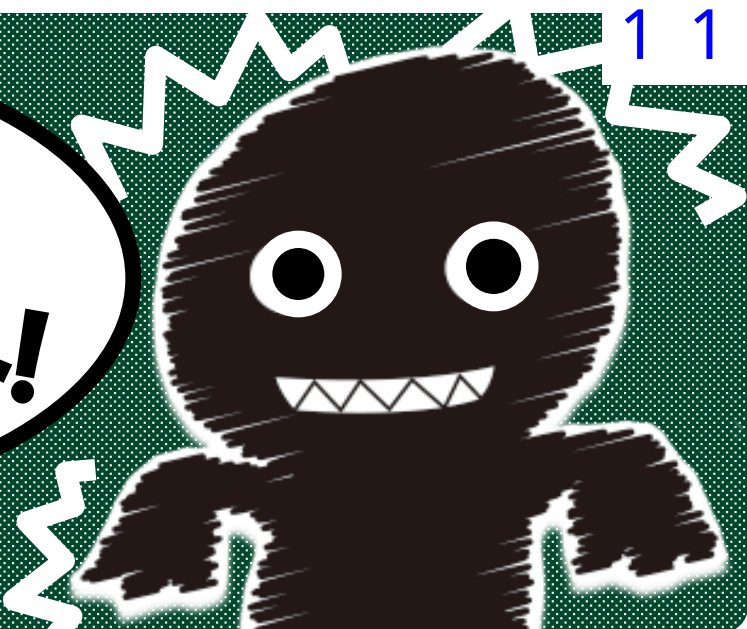
7月 ○議会運営委員会で協議

8～9月 ○議会広報委員会規程、議会報告会実施要綱、議会広報委員会申し合わせ事項の改正案作成

○議会運営委員会で改正内容を協議

ゆ そな
**揺れに備えて
シェイクアウト!**

シェイクアウト訓練キャラクター
シェイクケイク
© NPO 法人防災デザイン研究会



あいち 総ぐるみ シェイクアウト訓練

9月1日

(防 災 の 日)

正午の時報を合図に1分間

■都合の悪い方は別日の実施でもOK
(学校、企業、地域の防災訓練の日や
11月5日の津波防災の日など)

■参加登録は8月31日まで

※9月1日正午には、Yahoo! 防災速報アプリでも訓練の合図を通知します。詳細は下記 URL をご確認ください。

シェイクアウト訓練ってなに？

地震発生時に、地震の揺れから自分の命を守るための訓練で、「しせいをひくく」、「あたまをまもり」、「じっとする」という3つの動きを身につけます。

しせいをひくく



あたまをまもり



じっとする



皆様からの参加登録をお待ちしています！

詳しくは <https://aichi0901.pref.aichi.jp/>

あいちシェイクアウト

検索

皆様からの「シェイクアウト訓練」の写真と感想もお待ちしています！

あいちシェイクアウト訓練実行委員会

主催：愛知県

協力：愛知工業大学(地域防災研究センター)、あいぼう会、(株) エーアイシステムサービス、
日本シェイクアウト提唱会議

二次元バーコード



裏も見てね！

シェイクアウト訓練に参加するには？

シェイクアウト訓練は、個人や家族はもちろん、会社や学校、地域、グループなど、誰でも気軽に行うことができます。

訓練前

STEP 1

日時を決める

訓練の実施日はいつでもOK！
防災訓練日など実施予定の日程を登録してください。

STEP 2

場所を決める

STEP 3

参加登録をする
WEBまたはFAX

二次元バーコード



WEBからお申し込み

URL: <https://aichi0901.pref.aichi.jp/>
ホームページにアクセスし、参加登録のページにて必要事項をご入力ください。

FAXからお申し込み

FAX: 052-954-6911

参加登録の
受付は

8月31日まで

↓に必要事項をご記入の上、上記 FAX 番号あてにお送りください。

郵便番号 (必須)		フリガナ
個人の方	イニシャル 又は ニックネーム	フリガナ
団体の方	団体の概要 (必須)	☐ 個人・家族・知人・友人等 ☐ グループ(自主防災組織・自治会・ボランティア団体等) ☐ 学校(保育園等の保育施設、学童保育を含む) ☐ 行政 ☐ 企業・法人・職場 ☐ その他()
訓練実施日(独自の設定日でもOKです)及び参加人数又は参加予定人数(必須)		
☐ 9月1日 ()人 ☐ 11月5日 ()人 ☐ 左記以外の日 ()人 (防災の日) (津波防災の日) (月 日)←月日を記入		
参加者としてイニシャル又はニックネーム、団体名及び参加人数を、ホームページ上に掲載してもよろしいですか？(必須)		
☐ はい(掲載を希望する) ☐ いいえ(掲載を希望しない)		

※ ご登録いただいた情報は、あいち総ぐるみシェイクアウト訓練の参加状況の把握以外に使用することはありません。

訓練当日

STEP 4

9月1日正午の時報などを合図にシェイクアウト！

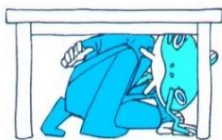
- 「しせいをひくく」「あたまをまもり」「じっとしたまま1分間」
- 訓練は、周りの安全をよく確認してから実施しましょう。



↑岡崎市立下山小学校でのシェイクアウトの様子
(2022年)



学校や職場の机など、身を守る
ものは活用しよう！



揺れで机が動かない
ように机の足をもつ
んだぞ！

訓練後

STEP 5

訓練をふりかえる

- シェイクアウト訓練を実施した結果をふりかえり、身近な防災対策について話し合しましょう。

皆様からの「シェイクアウト訓練」を実施した写真と感想を大募集します！

詳しくはホームページ(「あいちシェイクアウト」で検索)をご覧ください。



愛知県防災安全局公式 X (旧 Twitter)



#あいちシェイクアウトで
訓練についてつぶやいてみよう！



あいちシェイクアウトHP



家具固定をはじめ、地震への備えができているか
シェイクアウトぷらすでチェックしてみよう！
ふりかえりシートなどの様式はこちらからダウン
ロードできます。